

フランスにおける会計監査役の対会社責任 (1)

内 田 千 秋

はじめに

第1章 会計監査役の民事責任

第1節 民事責任の成立要件

第2節 民事責任追及制度 (以上、本号)

第2章 対会社責任に関する判例法理の展開

おわりに

はじめに

フランスにおける「会計監査役 (commissaire aux comptes)」とは、会社等の計算書類の法定監査 (contrôle légal) を行う会社機関であり、そうした法定監査を専門職業とする自由職専門家 (professionnel libéral) である¹。会計監査役制度の前身は、「会社に関する1867年7月24日の法律²」(以下、

1 会計監査役制度の歴史的展開について、早稲田大学フランス商法研究会『注釈フランス会社法〔第三巻〕』(成文堂、1982年)1065頁以下、鳥山恭一「フランス株式会社法における監査役制度の確立と展開」早法62巻1号(1986年)47頁、拙稿「フランスにおける会計監査役の任務と民事責任(1~3・完)―会計監査役のフォート (faute) に関する判例の分析を通じて―」早法80巻4号(2005年)99頁、81巻2号(2006年)97頁、84巻1号(2008年)111頁(以下、「拙稿(1)」、「拙稿(2)」、「拙稿(3)」とする)等を参照。

2 Loi du 24 juillet 1867 sur les sociétés.

「1867年法律」と略す）のもとで定められていた「監査役（commissaire）」制度である。1867年法律のもとでは、株式会社において監査役の選任が義務づけられていたが、専門的能力は必要とされていなかったため、監査役監査の実効性が上がらなかった。そこで1935年8月8日のデクレ・ロワ³は、一定の能力の保証がある「認可監査役（commissaire agréée）」を資金公募会社において少なくとも1名選任することを義務づけた。「商事会社に関する1966年7月24日の法律第66-537号⁴」（以下、「1966年法律」と略す）はこの制度を拡張し、法定監査の専門的能力を有する会計監査役制度を創設した。1966年法律の制定当時、会計監査役の選任は、株式会社、株式合資会社および一定の資本額を超える有限会社に義務づけられていた。「企業の経営難の予防および同意整理に関する1984年3月1日の法律第84-148号⁵」以降、すべての株式会社および株式合資会社、一定の基準を満たす商事会社その他の団体など、会計監査役の選任が義務づけられる範囲が非常に拡大している⁶。

会計監査役は、一般的任務として計算書類の監査および監査証明（certification）、一般報告書（rapport général）の作成の任務を負う（商法典L.823-9条以下）⁷。それでは、会社指揮者（dirigeant）または従業員による不正（fraude）があった場合、会計監査役はどのような責任を負うか。

3 Décret-loi du 8 août 1935 modifiant la loi du 24 juillet 1867 sur les sociétés en ce qui concerne la responsabilité pénale des administrateurs et le choix et les attributions des commissaires, *JO* 9 août 1935, p. 8683.

4 Loi n° 66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales, *JO* 26 juillet 1966, p. 6402.

5 Loi n° 84-148 du 1^{er} mars 1984 relative à la prévention et au règlement amiable des difficultés des entreprises, *JO* 2 mars 1984, p. 751.

6 たとえば有限会社は、営業年度終了時に、貸借対照表総額155万ユーロ、税引後売上高310万ユーロ、営業年度中の平均労働者数50名という3つの基準のうち2つを満たす場合、会計監査役を選任しなければならない（商法典L.223-35条2項、R.223-27条、R.221-5条）。

7 会計監査役の任務について、拙稿（2）・前掲（注1）101頁以下参照。

会計監査役は監査の任務を負うにすぎず、また、会計監査役の監査が試査 (sondage) によるものである以上 (商法典L.823-16条1項1号参照)、会計監査役は、不正を発見しなかったことについて直ちに責任を負わない。会計監査役は、通常の会計監査役としての注意義務に違反したことにより不正発見に至らなかった場合にのみ責任を負うにすぎない。

このようにして会計監査役の責任が認められるとしても、会計監査役は、会社その他第三者が被った損害のすべてについて責任を負わなければならないのであろうか。たとえば会社の従業員により会社資産の横領 (détournement) が行なわれていた場合、その横領を発見しなかった会計監査役だけではなく、横領を行なった従業員本人、あるいはそうした従業員を監督すべきであった会社指揮者も、この横領にもとづく会社の損害の発生に寄与したはずである。会計監査役の責任とこれらの者の責任をどのように解するかが問題となる。また、会社がこうした事案において会計監査役の民事責任を追及した場合、従業員に横領を許した会社にそもそもこのような請求が認められるかという問題もある。

会計監査役が監査の任務を負うにすぎない以上、多かれ少なかれ会計監査役以外の関与者の責任も考慮する必要があるが (粉飾決算があった場合の会社指揮者の責任など)、本稿では、会計監査役の会社に対する責任、とくに、会社がその従業員または会社指揮者による横領のために損害を被ったとして会計監査役の民事責任を追及する場合に限定して、会計監査役の責任と他の関与者の責任について検討する。

フランスの判例上、横領に関する事案では、横領によって会社に生じた損害額に比べ、会計監査役の損害賠償額が減額されることが多い。判例はこれまで、(1) 会計監査役に対しては「自らのフォート (faute personnelle)」の賠償のみを請求できるにすぎないと判示し、(2) 会計監査役による会社指揮者の「担保のための呼出し (appel en garantie)」(強制参加の一種) を認めて会計監査役に対する会社指揮者の担保責任を言わたし、(3) 「被害者のフォート (faute de la victime)」概念にもとづき被監査会社 (=被

害者）と会計監査役の責任の分割（partage de responsabilité）を行ない、(4)「機会の喪失（perte d'une chance）」という損害概念にもとづくことにより、会計監査役の責任を限定してきた。

本稿ではこうした判例法理の展開を分析するが（第2章）、その前提として、会計監査役の民事責任の成立要件および民事責任追及制度を概観する（第1章）。

第1章 会計監査役の民事責任

1966年法律234条1項は、会計監査役の民事責任について、「会計監査役は、会社および第三者に対して、その職務の遂行においてなした自らのフォート（faute）および懈怠（négligence）の損害を生ぜしめる結果（conséquences dommageables）について責任を負う」と定める（その後の法改正により⁸、会計監査役の民事責任に関する規定は商法典L.822-17条におかれている。会計監査役の選任が義務づけられる範囲の拡大にともない、「会社」という文言が「人（personne）または主体（entité）」という文言に修正された。以下、会計監査役を選任する「人または主体」を総称して「被監査会社」という）。

8 1966年法律234条は、商法典の再法典化（2000年）により商法典L.225-241条におかれた。会計監査役に関する規定は、2001年5月15日の法律（JO 16 mai 2001, p. 7776）、2003年7月1日の法律（JO 2 août 2003, p. 13220）により順次、商法典第8編（規制職業）に移行され、会計監査役の民事責任に関する規定も2005年9月8日のオルドナンス（JO 9 septembre 2005, p. 14638）によって商法典L.822-17条となった。こうした経緯について、拙稿・日仏24号（2006年）149頁参照。

第1節 民事責任の成立要件

1867年法律のもとでは、同法律43条が「監査役の会社に対する責任の範囲および効果は委任 (mandat) の一般原則によりこれを定める」と規定していたことから、監査役と会社は委任の関係にあり、監査役の会社に対する責任は契約責任であると解されていた。そして、第三者に対する責任は、民法典1382条に定める不法行為責任であるとされていた。これに対して、1966年法律のもとでは、同法律234条から《mandat》の文言が削除され、またその当時、会社を「契約 (contrat)」ではなく「制度 (institution)」と解するいわゆる制度理論が主張されていたことから、会計監査役はもはや株主の受任者 (mandataire) ではなく、さらには会計監査役と会社は契約関係にはないと解されるようになった⁹。通説は、被監査会社に対する責任も、契約責任ではなく不法行為責任であると解している¹⁰。

学説は、1966年法律234条1項 (商法典L.822-17条1項) が会計監査役の民事責任の成立要件を明確にしていけないので、民事責任の普通法 (民法典1382条) を参照する必要があるとする¹¹。裁判例にも、商法典L.822-17条1項を引用するにとどまらず、民法典1382条を直接参照するものがあ

9 Jean HEMARD, François TERRÉ et Pierre MABILAT, *Sociétés commerciales*, t. II, Dalloz, 1974, n° 1048. この点について、早稲田大学フランス商法研究会・前掲 (注1) 1181頁、拙稿 (2)・前掲 (注1) 122頁以下を参照。

10 Études juridiques, *La responsabilité civile du commissaire aux comptes* (avec la collaboration de Philippe MERLE), CNCC, 2000, n° 2; Christian DE LAUZAINGHEIN, Jean-Louis NAVARRO et Dominique NECHELIS, *Droit comptable*, Dalloz, 3^e éd., 2004, n° 180等を参照。また、弥永真生『会計監査人の責任の限定』(有斐閣、2000年) 29頁参照。

11 Yves GUYON et Georges COQUEREAU, *Le commissariat aux comptes, aspects juridiques et techniques*, Litec, 1971, n° 355; HEMARD, TERRÉ et MABILAT, *op. cit.* (note 9), n° 1049. この点について、早稲田大学フランス商法研究会・前掲 (注1) 1181頁参照。

る（たとえば、破産院商事部1988年1月19日判決¹²）。このように、会計監査役の民事責任は、民法典1382条に定める「本人の所為による責任（responsabilité du fait personnel）」に基礎をおくものである。民事責任の普通法の適用により、会計監査役の民事責任の成立要件は、フォート（faute）、損害（dommage）、フォートと損害の因果関係（lien de causalité）である¹³。

一 フォート

1 会計監査役の民事責任におけるフォートの意義

民法典は不法行為責任について、「本人の所為による責任」（民法典1382条・1383条）および「他者の所為による責任」（民法典1384条）に関する規定をおいている。民法典1382条および1383条によれば、「フォート（faute）」は、「故意によるフォート（faute intentionnelle; délit〔不法行為〕）」と「故意によらないフォート（faute non-intentionnelle; quasi-délit〔準不法行為〕）」からなり、後者は「軽率（imprudence）」および「懈怠（négligence）」に分類される¹⁴。

会計監査役の民事責任に関する商法典L.822-17条1項は、会計監査役が

12 Cass. com., 19 janv. 1988, *BCNCC* n° 70-1988, p. 190, note Emmanuel DU PONTAVICE. ただし、下級審裁判例の中には契約責任に言及するものがある。たとえば、CA Paris, 30 juin 1994, *Bull. Joly Sociétés* 1994, n° 310, note Jean-François BARBIÈRI; *D.* 1995. IR. 3; *Droit des sociétés* 1995, n° 12, comm. Dominique VIDAL; *Rev. Sociétés* 1995. 110, obs. Yves GUYON.

13 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 355; Didier PORACCHIA, Laure MERLAND et Marie LAMOUREUX, *Rép. Dalloz, Sociétés*, t. II, 2008, Vo. Commissaire aux comptes, n° 455; Daniel LANGÉ, *J.-Cl. Sociétés Traité*, Fasc. 134-25, Commissaire aux comptes, n°s 15 et suiv.を参照。

14 こうしたフォートの分類について、山口俊夫『フランス債権法』（東京大学出版会、1986年）100頁等を参照。フォートの概念について、野田良之「フランス民法におけるfauteの概念」我妻栄先生還暦記念『損害賠償責任の研究（上）』（有斐閣、1957年）109頁参照。

責任を負う場合について「フォートおよび懈怠」と定める。こうした条文の表現につき学説は、「懈怠」も「フォート」であり同条文は無益な繰り返しをしているようにも思われるが、単なる懈怠だけではなく故意によるフォートも含む趣旨であると説明している¹⁵。

またフランス債権法上、債務は「手段債務 (obligation de moyens)」と「結果債務 (obligation de résultat)」とに分類される。試査監査による以上、不正を発見しなかったとしても会計監査役に当然に責任を負わせることはできないとして、判例および学説は会計監査役の任務を《obligation de moyens》であると解している¹⁶。会計監査役のフォートは抽象的に (*in abstracto*) 評価され、会計監査役が通常の注意 (*diligence*) を有する専門家と同程度に注意をつくさなかった場合にフォートが認められる¹⁷。フォートの立証責任は原告が負う¹⁸。

2 個人責任の原則

民事責任の普通法の原則、または商法典L.822-17条1項の文言 (「…自

15 HEMARD, TERRÉ et MABILAT, *op. cit.* (note 9), n° 1049; CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 6.

16 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 357; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 28; *Mémento Lefebvre, Audit et commissariat aux comptes, 2011-2012*, (par Antoine MERICIER et Philippe MERLE), Francis Lefebvre, 2010, n° 12255; Augustin ROBERT, *Responsabilité des commissaires aux comptes et des experts-comptables*, Dalloz, 2011, n° 21.22. 会計監査役の責任が不法行為責任と解されていることから、《obligation de moyens》という形容にためらいを示すものとして、たとえばCNCC, *op. cit.* (note 10), n° 10参照。この点について、拙稿 (2)・前掲 (注1) 127頁以下参照。

17 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 358; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 21.33. 裁判例としてたとえば、CA Orléans, 19 avr. 1995, *BCNCC* n° 99-1995, p. 332, note Philippe MERLE.

18 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 357; *Mémento Audit, op. cit.* (note 16), n° 12385.

らのフォート…について責任を負う」) から、会計監査役の民事責任は個人責任が原則であると説明されている¹⁹。会計監査役は一定の場合をのぞき、任務の履行において自らがなしたフォートについて責任を負うにすぎず、会社指揮者あるいは被監査会社の従業員など他者のフォートについて責任を負わない²⁰。

(1) 会社指揮者のフォートとの関係

商法典L.822-17条3項（1966年法律234条2項）は、「会計監査役は、会社指揮者（dirigeants）および会社受任者（mandataires sociaux）²¹が犯した犯罪につき、認識していながら総会…に提出する報告書においてその旨を明らかにしなかった場合をのぞき、民事上（civilement）責任を負わない」と定める。学説は、この条文は会計監査役の「他者の所為による責任」を認めるものではなく、会社指揮者が犯した犯罪を認識し

19 PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 433. この「個人責任の原則」は、会計監査役会社とその社員の責任の関係においても問題となる。この点について、拙稿「フランスの会計監査役会社における監査担当者の個人責任」奥島孝康先生古稀記念第二巻『フランス企業法の理論と動態』（成文堂、2011年）89頁参照。

20 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 359; HEMARD, TERRÉ et MABILAT, *op. cit.* (note 9), n° 1050; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 434; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 50; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12308; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 21.11. なお、会計監査役が協力者（collaborateurs）または専門家（experts）の作業に依拠した場合には、これらの者の行為について責任を負う（商法典L.823-13条2項参照）。同条文は、協力者については会計監査役が民法典1384条5項に定める使用者責任を負うことを明確にしたものであり、専門家については会計監査役の被用者ではないので、会計監査役の責任を特に定めたものであると説明されている。CNCC, *op. cit.* (note 10), n°s 76 et suiv.; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n°s 61 et suiv.; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12310; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 21.12参照。

21 2005年オルドナンス改正前の商法典L.225-241条2項（1966年法律234条2項）は、「取締役および執行役会構成員が犯した犯罪」と定めていた。

ていながら株主にその旨を明らかにしなかったという自らのフォートがあった場合にのみ、会計監査役が責任を負うということを示しているにすぎないと解している²²。

会計監査役は、刑事手続法典375-2条、480-1条および543条（旧刑法典55条）の適用により、会社指揮者の犯罪の共犯となる場合には、会社指揮者の犯罪について民事上責任を負う。商法典L.210-8条2項の適用により、定款変更が適法性を欠く場合にも、会社指揮者と会計監査役は連帯責任（*responsabilité solidaire*）を負う²³。このほか、会計監査役のフォートと会社指揮者のフォートが同一の損害の発生に寄与した場合に、会計監査役と会社指揮者の全部義務（*obligation in solidum*）が認められる場合がある。

(2) 被監査会社の従業員のフォートとの関係

商法典L.822-17条3項は、会計監査役が責任を負う対象を「会社指揮者および会社受任者が犯した犯罪」と定めるが、学説はこれを厳格に解しており、会計監査役は従業員の犯罪について民事上責任を負わないと強調している²⁴。会計監査役は、自らのフォートによって、従業員の違法行為ないし犯罪が可能となった場合またはその結果が重大化した場合にのみ、責任を負うにすぎない²⁵（Paris大審裁判所1973年1月6日判決²⁶）。

22 ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 21.13. 同旨、CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 80; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 53; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12335.

23 こうした会社指揮者との連帯責任について、CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 90 et suiv.; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 52 et suiv.; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12308を参照。

24 G. RIPERT et R. ROBLOT (sous la direction de Micheal GERMAIN), *Traité de droit commercial*, t. I, v. II, LGDJ, 19^e éd., 2009, n° 1742; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12335; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 21.13.

25 CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 93; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 54.

26 TGI Paris, 6 janv. 1973, BCNCC n° 9-1973, p. 75; RTD com. 1973. 287, n° 14,

二 損害

1 賠償の対象となる損害の性質

民事責任の普通法にもとづき、原告は損害の立証責任を負う（Paris控訴院1932年3月8日判決²⁷）。賠償の対象となる損害は、民事責任の普通法にしたがい、直接的（direct）かつ确实（certain）であり、原告の法的利益を侵害するものでなければならない²⁸。損害の直接性とは、フォートと損害との間に因果関係が存在しなければならないということを示す。また、被侵害利益は適法なものでなければならない。

損害の确实性とは損害が存在しなければならないことを意味する²⁹。現実の損害（*préjudice actuel*）すなわち裁判官が判断する時点で実現している損害だけではなく、将来損害（*préjudice futur*）も、それが确实性を有しておりその評価が可能であれば賠償の対象となる³⁰。判例上、「機会の

obs. R. HOUIN.

27 Paris, 8 mars 1932, *D.H.* 1932. 225; *S.* 1934. 2. 84. この点につき、GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 369; CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 126; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 66; Gisèle DAUBOIN, *Fonctionnement et perception du contrôle par les juges, La responsabilité des commissaires aux comptes in Le commissariat aux comptes, Renforcement ou dérive?* vol. I, étude du CREDA, Litec, 1995, Alain SAYAG (sous la direction de), n° 487; Joël MONÉGER et Thierry GRANIER, *Le commissaire aux comptes*, Dalloz, 1995, n° 554; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n°s 533 et suiv. 参照。

28 Yves GUYON, *La responsabilité civile des commissaires aux comptes*, *JCP CI* 1969. II. 87239, n° 42; MONÉGER et GRANIER, *op. cit.* (note 27), n° 555; CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 126; *Mémento Audit*, *op. cit.* (note 16), n° 12455; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n°s 24.11 et suiv. を参照。また、山口・前掲（注14）98頁以下参照。

29 ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 24.11. 損害の确实性および「機会の喪失」の概念について、Geneviève VINEY et Patrice JOURDAIN, *Traité de droit civil (sous la direction de Jacques GHESTIN), Les conditions de la responsabilité*, LGDJ, 3^e éd., 2006, n°s 275 et suiv. 等を参照。

30 *Mémento Audit*, *op. cit.* (note 16), n° 12456; PORACCHIA, MERLAND et

喪失 (perte d'une chance)」も、それが確実性を有する場合すなわち喪失した機会が「現実かつ重大な機会 (chance réelle et sérieuse)」である場合には、損害として認められる³¹。

損害の個別 (personnel) 性も必要とされる。損害の個別性とは、損害を被った者のみとその賠償を請求できるということを意味する。株主が全体として被った集団的損害の賠償は会社訴権 (action sociale) の対象となり、株主固有の損害の賠償は個人訴権 (action personnelle) の対象となる³²。また、会計監査役の民事責任において問題となるのは主として、物的損害 (préjudice matériel) すなわち財務上の損失であるが、精神的損害 (préjudice moral) に対する賠償も認められる³³。

2 横領の事案における損害の評価

損害が横領から生じた場合、損害の評価については特に問題は生じず、損害は横領額と同額であると伝統的に解されてきた (Tours 商事裁判所 1957年2月1日判決³⁴)。横領から生じたその他の財務上の損害も、それが

LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 535; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 24.61 参照。

31 たとえば、PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 541 参照。「機会の喪失」の概念について、フランソワ・シャバス = 野村豊弘 (訳) 「フランス法における機会の喪失 (perte d'une chance)」日仏18号 (1993年)、澤野和博「機会の喪失の理論について (一〜四・完)」早研77号 (1996年) 99頁、78号95頁、80号 (1997年) 87頁、81号163頁参照。

32 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 370; SAYAG (dir.), *op. cit.* (note 27), n° 488. また、早稲田大学フランス商法研究会・前掲 (注1) 1182頁参照。

33 このように解するのが近時の立場である。CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 127; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12465; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 539 et suiv. 参照。

34 Trib. com. Tours, 1^{er} fév. 1957, *JCP* 1960. II. 11846, note M. T. 参照。GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 371; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 546 もそのように指摘する。また、早稲田大学フランス商法研究会・前掲 (注1) 1183頁参照。

立証された場合には損害に含まれる³⁵。たとえば、Paris控訴院1983年9月29日判決³⁶では、横領額だけではなく、横領の手口として用いられた小切手の支払いによって発生した当座貸越利息も、被監査会社の損害として認定されている。

損害が「機会の喪失」である場合、その評価は見積り（forfait）であり、事実審裁判官の専権的評価に委ねられる³⁷（破毀院商事部1999年10月19日判決³⁸）。

三 因果関係

1 会計監査役の民事責任における固有の問題

民事責任の普通法にしたがい³⁹、因果関係の立証は原告による⁴⁰。会計監

35 CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 128; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12482.

36 CA Paris, 29 sept. 1983, BCNCC n° 52-1983, note Emmanuel Du PONTAVICE.

37 PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n°s 548 et suiv. 等を参照。

38 Cass. com., 19 oct. 1999, *Bull. civ.* IV, n° 176.

39 普通法における因果関係要件の意義について、高畑順子「フォート (faute) から因果関係へ—フランス民事責任法の一考察—」関学34巻2号（1983年）163頁、瀬川信久「不法行為—因果関係概念の展開」北村一郎編『フランス民法典の200年』（有斐閣、2006年）333頁。フランス法上、因果関係については伝統的に「条件等価 (equivalence des conditions) 説」と「相当因果関係 (causalité adéquate) 説」とが対立してきた。条件等価説は、それがなければ損害が発生しなかったであろうあらゆる事実が損害の原因となると解する学説である。相当因果関係説は、物事の通常の経過において通常、損害を引き起こすであろう事実のみを原因として考慮する立場であり、損害は客観的に予見可能な (prévisible) ものでなければならないとする。このほか、「近接原因 (proximité des causes) 説」もある。VINEY et JORDAIN, *op. cit.* (note 29), n°s 339 et suiv. 参照。これらの因果関係学説について検討するものとして、船越隆司「相当因果関係説への疑問—フランス学説例を通して—」私法24号（1962年）87頁、加藤雅之「フランス民事責任法における因果関係概念の機能—二つの因果関係理論の機能分配—」法政論究58号（2003年）171頁。損害賠償論において因果関係学説に言及するものとして、関口晃「フランス法

査役としての通常の注意義務の履行が損害の発生を妨げたであろうということが立証された場合に因果関係が認められる⁴¹。

ところで、会計監査役の民事責任における因果関係の立証は困難であると指摘されている。その理由として第一に、会計監査役のフォートは、例外的な場合をのぞき「不作為のフォート (faute d'abstention)」であることがあげられている (フォートの性質)。因果関係の消極的性質は立証を非常に困難にする。第二に、会計監査役の任務は監査・監督の任務にすぎないため (任務の性質)、会計監査役のフォートが被監査会社または第三者の唯一の損害原因でない場合が大部分であり、会社指揮者のフォートを可能にし、または重大化するにすぎないと説明されている⁴²。このように、会計監査役の民事責任における因果関係はいくらか間接的な側面を示して

における損害賠償の範囲及び方法について」東京都立大学創立10周年記念論文集・法経編 (1960年) 106頁以下、松野友芳「フランス法における損害賠償の範囲について (二・完)」法雑27巻1号 (1980年) 88頁以下参照。また、複数の原因が競合した場合に部分的責任を認めた判例を契機として、「部分的因果関係 (causalité partielle) 説」も提唱された。部分的因果関係説について、浜上則雄「損害賠償法における『保証理論』と『部分的因果関係の理論』 (一～二・完)」民商66巻4号 (1972年) 523頁、66巻5号737頁、同『現代共同不法行為の研究』(信山社、1993年) 420頁、松原哲「フランス共同不法行為論—部分的因果関係論の批判的検討—」早研28号 (1983年) 217頁。

40 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 372; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 77; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 553; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.21を参照。

41 Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12527; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.22.

42 第一の理由と第二の理由を掲げるものとして、GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 372; MONÉGER et GRANIER, *op. cit.* (note 27), n° 561; CNCC, *op. cit.* (note 10), n°s 151 et suiv.; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n°s 80 et suiv.; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n°s 12520 et suiv. 参照。第二の理由を掲げるものとして、Yves GUYON, *Droit des affaires*, t. II. Economica, 12^e éd., 2003, n° 390; RIPERT et ROBLOT, *op. cit.* (note 24), n° 1742; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 555参照。また、早稲田大学フランス商法研究会・前掲(注1) 1183頁参照。

おり、そのような側面は因果関係の立証を困難にし、因果関係の強い希釈化（dilution）を生じさせると指摘するものもある⁴³。

因果関係の立証の困難性は、会計監査役の対第三者責任においてしばしば見られる⁴⁴。第2章で検討するが、対会社責任においては、会計監査役のフォートと損害との因果関係が認められやすいように思われる（なお、対会社責任について因果関係を否定した事案として破毀院第1民事部1987年5月19日判決⁴⁵）。会計監査役が通常の注意をつくさなかったことにより、横領の実行または少なくともその継続を引き起こした場合には因果関係が認定されており⁴⁶、そのうえで他者との責任の分割または全部義務が言わたされている。

2 会計監査役の民事責任における免責事由

民事責任の普通法によれば被告は、原告による因果関係の主張に対し、損害の発生が自己の責に帰することのできない「外来の原因（cause étrangère）」によることを反証した場合には、全部免責または部分免責を受けることができる⁴⁷。この「外来の原因」として、「不可抗力」、「第三者の所為」および「被害者のフォート」があげられる⁴⁸。

43 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 372; SAYAG (dir.), *op. cit.* (note 27), n° 481; MONÉGER et GRANIER, *op. cit.* (note 27), n° 561を参照。

44 HÉMAR, TERRÉ et MABILAT, *op. cit.* (note 9), n° 1049もそのように指摘する。

45 Cass. civ. 1^{er}, 19 mai 1987, BCNCC n° 67-1987, p. 334.

46 ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.22を参照。

47 VINEY et JORDAIN, *op. cit.* (note 29), n°s 383 et suiv.を参照。また、山口・前掲（注14）105頁以下。契約責任においては民法典1147条にもとづき外来の原因による免責が定められているが、フランスの判例および学説は、不法行為責任の場合にもこの適用を認めてきた。

48 不可抗力論、共同不法行為論（＝「第三者の所為」）、過失相殺論（＝「被害者のフォート」）が因果関係の領域で取り扱われている点に、フランス不法行為法の特徴があると指摘されている。たとえば、瀬川・前掲（注39）333頁を参照。

これらの事由は、被告のフォートと競合して損害を発生させる場合に問題となるが、すでに指摘したように、会計監査役のフォートが被監査会社の被った損害の唯一の原因ではない場合が多い。したがって、会計監査役の民事責任においても、「不可抗力」、「第三者の所為」および「被害者のフォート」が問題となる。

(1) 不可抗力

「外来の原因」のうち「不可抗力 (force majeure)」は、予見不能 (imprévisible) かつ抵抗不能 (irrésistible) な事象をさす⁴⁹。被告は、損害が不可抗力によって引き起こされたことを立証した場合には、全部免責 (exonération totale) を受けることができる。被告のフォートと不可抗力が競合して損害の発生に寄与した場合には、部分免責 (exonération partielle) にとどまる (責任の分割 (partage de responsabilité))。

会計監査役の民事責任においては、不可抗力の事由として火災または自然災害による会計の消失等がある⁵⁰。しかし会計監査役は、計算書類の証明拒絶または限定意見を付す際に、一般報告書にその状況について記載しなければならないと指摘されている⁵¹。

49 VINEY et JORDAIN, *op. cit.* (note 29), n^{os} 392 et suiv. を参照。契約責任および不法行為責任における不可抗力の要件について、荻野奈緒「フランスにおける不可抗力の予見不能性要件をめぐる最近の動向」同法59巻3号 (2007年) 1617頁。また、契約責任における不可抗力の意義について、荻野奈緒「契約責任における不可抗力の位置づけ—フランスにおける議論を中心として—」同法58巻5号 (2006年) 2027頁参照。会計監査役の民事責任に関して、GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n^o 380; CNCC, *op. cit.* (note 10), n^o 165; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n^o 583; LANGE, *op. cit.* (note 13), n^o 82; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n^o 2571.

50 PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n^o 583; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n^o 12628.

51 MONÉGER et GRANIER, *op. cit.* (note 27), n^o 576; LANGE, *op. cit.* (note 13), n^o

(2) 第三者の所為

民事責任の普通法によれば、被告は、「第三者の所為 (fait d'un tiers)」が不可抗力の性質を有する場合には免責される。これに対して、被告のフォートと「第三者の所為」が競合して損害の発生に寄与した場合には、被告および第三者（共同責任者）はこの損害について「全部義務 (obligation *in solidum*)」を負う⁵²。判例はかつて、「連帯責任 (responsabilité solidaire)」が明文で定められている場合（刑事手続法典375-2条、480-1条および543条〔旧刑法典55条〕）でなくとも、また連帯不推定の原則にかかわらず（契約責任について民法典1202条）、共同責任者の連帯責任を言いわたしてきた。その後判例は、共同責任者に全部義務を負わせるようになった⁵³。被害者は、全部義務を負う共同責任者の全部または一部の者に対して損害の全額の賠償を請求しうるが、この全部義務は、連帯の二次的効力を有しない⁵⁴。

82 ; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.73.52

52 「第三者の所為」にともなう全部義務について、François TERRÉ, Philippe SIMLER et Yves LEQUETTE, *Droit civil, Les obligations*, Dalloz, 10^e éd., 2009, n° 864 を参照。また、山口・前掲（注14）254頁参照。

53 共同責任者の全部義務を確立した判例および学説の展開について、高木多喜男「フランスにおける共同不法行為論」法時34巻11号（1962年）30頁、淡路剛久『連帯債務の研究』（弘文堂、1975年）167頁以下、同「全部義務 (obligation *in solidum*) —共同不法行為—」『フランス法判例百選』別ジュリ25号（1969年）106頁、國井和郎「フランス共同不法行為論」法時50巻6号（1978年）80頁を参照。こうした全部義務論に対する部分的因果関係説の影響について、淡路・同書190頁以下、國井・同論文89頁以下、能見善久「共同不法行為責任の基礎的考察（四）」法協95巻8号（1978年）1340頁、松原・前掲（注39）217頁以下、浜上・前掲（注39）共同不法行為401頁以下。

54 TERRÉ, SIMLER et LEQUETTE, *op. cit.* (note 52), n°s 864, 1255 et 1263参照。連帯債務には、本来的効力（債務目的の同一性・債務関係の複数性）および二次的効力（債務者間の相互代理関係）がある。債権者は債務者の1人に対してすべての債務を請求することができ、弁済をなした債務者は、他の債務者に対して求償権を行使することができる。ただし、付遅滞・催告・時効中

賠償をした者は、他の共同責任者に対して求償することができる（民法典1251条3号〔弁済による法定代位〕にもとづく求償⁵⁵）。裁判所は全部義務を言いわたすうえで、共同責任者間の分担を定めることもできる。その負担部分は、共同責任者の各々のフォートの重大性（gravité des fautes）、または各々のフォートの因果的役割（rôle causal）により決定される⁵⁶。

会計監査役の民事責任についても、会計監査役のフォートと他者のフォートが競合して原告に損害を引き起こした場合に、両者に全部義務が言いわたされることがある（対第三者責任に関する事案であるが会社指揮者と会計監査役との全部義務を認めた裁判例として、Douai控訴院1905年3月30日判決、破毀院商事部1988年2月8日判決⁵⁷）。

会計監査役とは異なる会計の職業専門家として「専門会計士（expert-comptable）」⁵⁸があるが、被監査会社が専門会計士に会計業務ないし契約監査業務を依頼している場合がある。従業員により横領が行なわれた

断・判決の既判力などは、これらの事由が生じた債務者についてのみ効果を生じ、他の債務者には影響を及ぼさない。山口・前掲（注14）255頁参照。

55 TERRÉ, SIMLER et LEQUETTE, *op. cit.* (note 52), n° 891 参照。

56 フォートの重大性が考慮されると指摘するものとして、TERRÉ, SIMLER et LEQUETTE, *op. cit.* (note 52), n° 891 参照。田中通裕「フランスの損害補償制度におけるフォート（faute）—その重大性、程度が考慮される場合を中心として—」関学27巻1号（1976年）120頁以下もそのように指摘する。会計監査役の民事責任について、SAYAG (dir.), *op. cit.* (note 27), n° 491。フォートの因果的役割も考慮されると指摘するものとして、ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.83。なお、部分的因果関係説との関係で、浜上・前掲（注39）部分的因果関係（二・完）741頁以下参照。

57 Douai 30 mars 1905, *J. Sociétés* 1905, p. 500; Cass. com., 9 fév. 1988, *Bull. Civ. III*, n° 68.

58 専門会計士制度の変遷および専門会計士制度と会計監査役制度との関係について、鳥山恭一「専門会計士と会計監査役—フランスの会計士制度—」中村眞澄先生＝金澤理先生還暦記念第一巻『現代企業法の諸相』（成文堂、1990年）63頁。

場合に、被監査会社が会計監査役と専門会計士とともに提訴することがあるが、双方とも横領を発見すべきであったとして、両者の全部義務が認められることもある（全部義務を認め、内部負担も定めた裁判例として、Paris控訴院1983年9月29日判決〔前掲〕⁵⁹）。

（3）被害者のフォート

民事責任の普通法によれば、「被害者のフォート (faute de la victime)」が、被告のフォートと競合して損害を発生させた場合には、部分免責がなされる（責任の分割）⁶⁰。責任の分割はフォートの重大性を考慮して行なわれる⁶¹。ただし、「被害者のフォート」が不可抗力に相当する場合、または「被害者のフォート」が故意による場合ないし特に重大で損害のもっぱらの原因 (cause exclusive) であると認められる場合には⁶²、全部免責がなされる。

会計監査役の民事責任においても、「被害者のフォート」にもとづく解決がなされている⁶³。判例は従業員の横領の事案において、当該従業

59 ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.83 参照。

60 「被害者のフォート」について、田中清「フランス法における被害者のフォートについて (1)」秋論1号 (1985年) 99頁、松原哲「フランス過失相殺論の形成—責任推定制度確立期における被害者のフォートについて—」早研46号 (1988年) 215頁、同「フランス過失相殺論の変遷」高岡1号 (1990年) 233頁、同「フランスにおける過失相殺の動向—交通事故賠償制度における被害者のフォートについて—」判タ750号 (1991年) 41頁、同「フランス交通事故賠償と過失相殺」私法57号 (1995年) 225頁。

61 VINEY et JORDAIN, *op. cit.* (note 29), n° 432はフォートの重大性のほか、その因果的重大性を考慮する裁判例もあるとする。こうした責任の分割の基準について、高畑・前掲 (注39) 201頁以下、松原・前掲 (注60) 早研221頁、廣峰正子『民事責任における抑止と制裁—フランス民事責任の一断面』(日本評論社、2010年) 70頁以下。

62 VINEY et JORDAIN, *op. cit.* (note 29), n° 432; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.91 参照。

63 それを認めるものとしてたとえば、MONÉGER et GRANIER, *op. cit.* (note 27), n°

員を監督せず、あるいは内部統制を実施しなかった場合に被監査会社のフォートを認め⁶⁴、その「被害者のフォート」にもとづき会計監査役を部分免責（破毀院商事部2002年1月15日判決⁶⁵）または全部免責（破毀院商事部2004年12月14日判決⁶⁶）している。

第2節 民事責任追及制度

以下、会計監査役の被監査会社に対する責任に関する限りで、会計監査役の民事責任追及制度を概観する。

一 責任追及訴権

1 会社訴権の行使

対会社責任の追及は会社訴権（*action sociale*）の問題であるが、会社訴権は、会社の法定代表者により行使される⁶⁷。旧型株式会社では執行役員（商法典L.225-56条第Iパラグラフ第2項）⁶⁸、新型株式会社においては執行

580; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n^{os} 589 et suiv. 参照。

64 ROBERT, *op. cit.* (note 16), n^o 25.92.

65 Cass. com., 15 janv. 2002, *BCNCC* n^o 125-2002, p. 61, note Philippe MERLE.

66 Cass. com., 14 déc. 2004, *BCNCC* n^o 136-2004, p. 685, note Philippe MERLE.
会計監査役の全部免責を認めた事案につき、拙稿「会計監査役の対被監査会社責任と被監査会社における『被害者のフォート』」国際商事39巻8号（2011年）1142頁。

67 SAYAG (dir.), *op. cit.* (note 27), n^o 493; *Mémento Audit, op. cit.* (note 16), n^o 12850.

68 2001年5月15日の法律（NRE法）改正以前は、取締役会会長（*président du conseil d'administration*）は、PDG（*Président-directeur général*）の名のもとで株式会社の全般的指揮（*direction générale*）権限を有していた（1996年法律113条1項）。2001年法律は、コーポレート・ガバナンスの観点から指揮と監督を分離し、取締役会会長と執行役員（*directeur général*）の地位を分離した。執行役員は、会社の全般的指揮権限を有し、会社を裁判上代表する。もともと、現行法のもとでも、取締役会会長と執行役員の地位

役会会長または単独執行役員による(商法典L.225-66条)。他の形態の会社では業務執行者による⁶⁹。特別に授権された受任者、裁判上の管理者も提訴権限を有する。

会社が集団手続の対象となった場合、保護(sauvegarde)手続においては企業の管理権を保持する会社指揮者(商法典L.622-1条)、裁判上の更生(redressement judiciaire)手続においては債務者または裁判上の管理者(開始判決により決定される〔同条〕)、裁判上の清算(liquidation judiciaire)手続の場合には商法典L.641-9条により決定される者が提訴権限を有する⁷⁰。会社解散後は、清算人である⁷¹。

社員による「会社訴権の個人的行使(action sociale *ut singuli*)」であるが、会社指揮者に関しては明文で認められている(株式会社の取締役および執行役員について商法典L.225-252条)⁷²。会計監査役に関してはそれを

を兼任することは可能である(商法典L.225-51-1条)。Philippe MERLE, *Droit commercial, Sociétés commerciales*, Dalloz, 15^e éd., 2011, n^{os} 372, 429 et 433 参照。1966年法律当時の制度について、早稲田大学フランス商法研究会『注釈フランス会社法〔第二巻〕』(成文堂、1977年)569頁以下。2001年法律改正後の制度について、鳥山恭一「コーポレート・ガバナンスとフランス会社法(上・下)」監査459号(2002年)13頁、460号65頁。

69 株式会社およびその他の会社について、LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n^o 134.

70 Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n^o 12850; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n^o 31.11. これまでのフランス倒産法の制度、および保護手続を創設した近年のフランス倒産法の状況について、小梁吉章『フランス倒産法』(信山社、2005年)参照。

71 GUYON, *op. cit.* (note 28), n^o 61; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n^o 134.

72 会社訴権と個人訴権の意義、および株主による会社訴権の個人的行使について、山本桂一「フランスにおける会社訴権の株主による個人的行使について—会社訴権と個人訴権の対立に関する一考察—」法協68巻6号(1977年)593頁、「フランス新会社法と株主の会社訴権actions sociales」菊井先生献呈論集『裁判と法(下)』(有斐閣、1967年)1089頁、古川朋子「フランスにおける会社訴権の個人的行使制度の展開—株主の会社訴権行使権限を中心として—」早誌51号(2001年)337頁、「フランスにおける会社訴権の個別的行使と訴訟引込」奥島孝康先生還暦記念第一巻『比較会社法研究』(成

認める規定がなく、会計監査役の民事責任に関する商法典L.822-17条以下も、会社指揮者に対して会社訴権の個人的行使を認める規定を準用していない。会社訴権の個人的行使は株主に対して例外的に認められる権能であるとして、会計監査役に対する会社訴権の個人的行使を認めない見解が多数である⁷³。

2 責任追及訴権の消滅

(1) 責任消滅時効

会計監査役の民事責任の消滅時効期間は、「損害惹起行為 (fait dommageable)」から、それが隠蔽されていた場合にはその公表から、3年である (商法典L.822-18条は取締役および執行役員の民事責任の消滅時効に関する商法典L.225-254条を準用する)。損害惹起行為はフォーットがなされた時点に生じると解されており、監査証明がなされた時点は時効の起算点となる⁷⁴。部分的時効も認められる (Valence大審裁判所1996年1月16日判決⁷⁵)。損害惹起行為が重罪に該当する場合には、時効期間は10年である (同条)。

(2) 責任解除

1966年法律以前と異なり、1966年法律のもとでは、株主総会が取締

文堂、1999年) 529頁。

73 SAYAG (dir.), *op. cit.* (note 27), n° 493; RIPERT et ROBLOT, *op. cit.* (note 24), n° 1743; CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 173; LAUZAINGHEIN, NAVARRO et NECHELIS, *op. cit.* (note 10), n° 187; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 135 et suiv.; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12850; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 24.122. また、GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 385を参照。この点について、早稲田大学フランス商法研究会・前掲 (注1) 1185頁。

74 Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 13060; LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 167.

75 TGI Valence, BCNCC n° 101-1996, p. 108, obs. Philippe MERLE. この点に

役に対して《quitus（責任解除）》をなしたとしても、《quitus》は当該取締役に対する会社訴権を消滅させる効果を有しないと規定されている（1966年法律246条2項〔商法典L.225-253条2項〕）。会計監査役については同様の定めがおかれていないが、会計監査役はもはや被監査会社の受任者ではないので《quitus》は不適合であり⁷⁶、株主総会によりなされたとしても、《quitus》は、法的価値を有さず精神的価値を有するにすぎないといわれている。

会計監査役に対する《quitus》が会計監査役に対する会社訴権を消滅させないと解する見解が多数であるが、会計監査役のフォートおよび損害が事前にかつ完全に認識されていた場合には、株主総会による会社訴権の放棄も有効であると解する立場もある⁷⁷。

3 免責条項

契約責任の場合には、責任制限条項、免責条項および違約金条項の有効性が認められている。これに対し不法行為責任の場合には、そうした条項は「公序（ordre public）」に反するとして無効と解されている⁷⁸。会計監査役の責任は契約責任ではなく、その法定任務は公序であるとして、会計監査役の民事責任を対象とする責任制限条項等を無効と解する説が多数である⁷⁹。

つき、Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 13095 参照。

76 こうした理由を掲げるものとして、LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 175; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 13005. そのほか、《quitus》に会社訴権を消滅させる効果を認めない立場として、HEMARD, TERRÉ et MABILAT, *op. cit.* (note 9), n° 1054; SAYAG (dir.), *op. cit.* (note 27), n° 477; CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 235. その効果を認める立場として、GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 394; RIPERT et ROBLLOT, *op. cit.* (note 24), n° 1743等を参照。この点の議論について、早稲田大学フランス商法研究会・前掲（注1）1186頁も参照。

77 LANGÉ, *op. cit.* (note 13), n° 176; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 13025.

78 TERRÉ, SIMLER et LEQUETTE, *op. cit.* (note 52), n° 613.

二 損害の賠償

1 責任の成立

第1節で検討したように、会計監査役の責任の成立要件はフォート、損害および因果関係の三要件である。会計監査役の任務は《obligation de moyens》でありフォートの立証責任は原告が負うが、会計監査役は、「フォートの不存在 (absence de faute)」を立証することによりその責任を免れることができる⁸⁰。ただし、任務の履行において直面した障害（たとえば、会計文書の引渡拒絶）、善意 (bonne foi)、法の錯誤 (erreur de droit)、時間不足、報酬不足など、その任務の履行に不利な状況を援用してもその責任を免れることはできない⁸¹。

「外来の原因」が損害の発生に寄与したことを主張して免責を受けることができる場合もあるが、会計監査役は、自己のフォートと「第三者の所為」とが競合した場合には全部義務を負う。「被害者のフォート」と競合した場合は、責任の分割がなされる。

民事責任の普通法では、損害の賠償について「全額賠償 (réparation intégrale) の原則」がおかれている⁸²。この原則によれば、裁判官は、損

79 CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 156. また、ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 24.143.

80 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n° 374; MONÉGER et GRANIER, *op. cit.* (note 27), n°s 569 et suiv.; LANGE, *op. cit.* (note 13), n° 48.

81 GUYON et COQUEREAU, *op. cit.* (note 11), n°s 375 et suiv.; MONÉGER et GRANIER, *op. cit.* (note 27), n° 575; CNCC, *op. cit.* (note 10), n°s 158 et suiv.; LANGE, *op. cit.* (note 13), n°s 39 et suiv.; PORACCHIA, MERLAND et LAMOUREUX, *op. cit.* (note 13), n° 584; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n°s 12620 et suiv.を参照。

82 民法典1149条は契約責任について「全額賠償の原則」を定めるが、この原則は不法行為責任にもとづく損害賠償についても適用されると解されている。「全額賠償の原則」について、松野友芳「フランス法における損害賠償の範囲について (一)」法雑26巻2号 (1979年) 228頁、加藤雅之「一九世紀フランス法における損害賠償範囲論—不法行為に基づく損害賠償の範囲について—」法政論究51号 (2001年) 365頁、同「損害要件の再定位 (1) —フランス法における賠償原理と損害概念の関係—」神院38巻3・4号 (2009

害発生日以降の損害の減少または拡大を考慮して、判決日の時点における損害を評価する。裁判官はまた、損害を下回る賠償も上回る賠償も認めることはできない。損害全体が賠償の対象となり、フォートの重大性は考慮されない⁸³。全部義務が認められた場合にはこの全額が賠償されるのであり、「被害者のフォート」が認められた場合には賠償額は減額される（部分免責）⁸⁴。

2 会計監査役の一部義務と「担保のための呼び出し」

従業員（または会社指揮者）の横領により被監査会社が損害を被った場合、被監査会社の損害の発生に寄与した者は、第一に横領を行った従業員（または会社指揮者）である。次に、そうした従業員を監督しなかった会社指揮者である。さらに、会計監査役、および被監査会社が一定の業務を依頼していた場合には専門会計士である。会計監査役が民事責任を追及される場合にはこれらの者も全部義務を負うはずであるが⁸⁵、会計監査役（お

年）387頁、同「不法行為法における損害要件の意義—フランス法における賠償原理と損害要件の関係から—」私法72号（2010年）119頁。また、山口・前掲（注14）167頁。会計監査役の民事責任について、ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 24.142.

83 加藤・前掲（注82）神院413頁。

84 CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 132; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 12485.

85 なお、「本人の所為による責任」間でのみ全部義務が成立するわけではなく、「本人の所為による責任」と「物の所為による責任」との間、刑事上のフォートと民事上のフォートとの間、不法行為法上のフォートと契約上のフォートとの間でも成立するという。TERRÉ, SIMLER et LEQUETTE, *op. cit.* (note 52), n° 864参照。高木・前掲（注53）33頁もそのように指摘する。横領を行なった従業員は刑事上のフォートにもとづく責任を負い、会社指揮者はたとえば商法典L.225-251条（株式会社の取締役および執行役員の民事責任に関する規定）にもとづく責任を負い、専門会計士は被監査会社との契約にもとづく契約責任を負う（ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 12.41）が、これらの者と会計監査役の間にも全部義務が生じるものと考えられる。

よび専門会計士) のみが責任追及されることが多い⁸⁶。

犯罪被害者が犯罪から生じた損害の賠償を犯罪者に請求できる附帯私訴 (action civile) の制度がおかれているが⁸⁷、被監査会社は、横領⁸⁸を行った従業員 (または会社指揮者) に対して、附帯私訴の枠内で損害賠償を請求することが多い⁸⁹。また、会社指揮者は、被監査会社の代表機関として会社の名において提訴する権限を有するが、他方では、従業員を監督する義務を有している。こうした職務の「二分化 (dédoublement)」のために、被監査会社が会社指揮者を提訴しないという傾向が指摘されている⁹⁰。

そこで、判例および学説は、被告となった会計監査役が、当該訴訟に会社指揮者を強制参加させることを認めている。民事訴訟法上、強制参加の種類として、「共通判決宣言のための呼出し (assignation en déclaration

86 ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.83の指摘からもそのような事情がうかがわれる。

87 「附帯私訴」制度について、澤登佳人=澤登俊雄=新倉修『フランス刑事法〔刑事訴訟法〕』(成文堂、1982年) 123頁以下、小木曾綾「犯罪被害者と刑事手続—フランスの附帯私訴—」新報98巻3・4号 (1991年) 217頁、白取祐司「フランスの刑事手続における犯罪被害者の保護」刑法29巻2号 (1988年) 316頁、同『フランスの刑事司法』(日本評論社、2011年) 215頁以下、287頁以下、エマニュエル・ジュラン=加藤雅之 (訳) 「フランスにおける私訴権 (附帯私訴)」慶応ロー10号 (2008年) 329頁参照。また、山口・前掲 (注14) 163頁以下。附帯私訴制度一般の利用状況について、司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』(法曹会、1993年) 220頁以下。

88 横領に関する罪について、上野芳久「フランス新刑法の研究5刑法各則 (2) —財産に対する罪」法時66巻11号 (1994年) 78頁。

89 ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.83を参照。

90 Emmanuel DU PONTAVICE, La mise en jeu de la responsabilité du commissaire aux comptes par le président du conseil d'administration de la société contrôlée, à la suite de fautes imputables aux administrateurs ou aux préposés de la société, *BCNCC* n° 21-1976, p. 82; SAYAG (dir.), *op. cit.* (note 27), n°s 479 et 493参照。

de jugement commun)」（新民事手続法典331条2項）および「担保のための呼出し（appel en garantie）」（新民事手続法典334条ないし338条）がある⁹¹。両者は被告による強制参加を認めるものであるが、前者は、既判事項を第三者に対抗できるようにし、第三者異議の訴えを妨げることを目的とする。後者は、被告が第三者を訴訟に引き込み、自己に対する有責判決をその者に担保させる効果を有する。

会計監査役の民事責任について判例は、会計監査役による会社指揮者に対する担保のための呼出しを認め、会計監査役の責任を会社指揮者に部分的に担保させている（従業員横領の事案について、破毀院商事部1988年1月19日判決〔前掲〕、Bordeaux控訴院1990年10月17日判決⁹²）。学説も、会計監査役が会社指揮者を担保のために呼び出すこと、あるいは共通判決宣言のために呼び出すことを積極的に認めている⁹³。

（以下、次号）

* 本稿は、日本証券業協会客員研究員研究費にもとづく研究成果の一部である。

91 「担保のための呼出し」制度に関しては、木川統一郎『民事訴訟政策序説』（有斐閣、1968年）371頁以下、法務省司法法制調査部編『注釈フランス新民事訴訟法典』（法曹会、1978年）218頁以下、若林安雄『日仏民事訴訟法研究』（信山社、1995年）49頁以下、安見ゆかり「フランスにおける強制参加について（一～二・完）」龍谷28巻2号（1995年）219頁、28巻3号314頁を参照。強制参加（新民事手続法典331条ないし338条）には、有責判決を目的とする第三者の訴訟関与（331条1項）、判決共通のための訴訟関与（同条2項）、付帯の担保のための呼出し（334条）がある。強制参加の利用状況について、司法研修所・前掲（注87）231頁以下。

92 CA Bordeaux, 17 oct. 1990, *BCNCC* n° 80-1990, p. 499, note Emmanuel DU PONTAVICE.

93 たとえば、RIPERT et ROBLLOT, *op. cit.* (note 24), n° 1743; CNCC, *op. cit.* (note 10), n° 191; Mémento Audit, *op. cit.* (note 16), n° 13150; ROBERT, *op. cit.* (note 16), n° 25.83.